

特設人権相談所の開設について

12月4日から10日は「第76回人権週間」です。

下記のとおり『特設人権相談所』を開設し、地元の人権擁護委員が相談に応じます。

記

【日 時】 令和6年12月4日（水）

午後1時30分から午後4時まで

（受付は午後3時30分まで）

【場 所】 村民会館

相談された内容については一切秘密であり、相談は無料ですのでお気軽にご相談ください。

「人権」、それは誰もが持っているかけがえのないもの。

考えてみませんか、私の人権、あなたの人権。